

令和3年度

労働行政のあらまし

広島労働局

～守ります みんなの暮らし あなたの職場 労働局～

(令和3度 労働基準行政の主要施策から作成された「労働行政のあらまし」の抜粋)

1 ウィズコロナ時代の雇用機会を確保します！

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業を余儀なくされた労働者の雇用の維持・継続のために、雇用調整助成金等により、休業、教育訓練等を通じて雇用維持に取り組む事業主を支援します。

(1) リニューアルされたハローワークシステムを踏まえた職業紹介業務の充実・強化 ～ (6) 高齢者、障害者及び外国人労働者の就労・社会参加の促進 << 省略 >>

(7) 女性活躍・男性の育児休業取得の促進

ア 女性の活躍推進等

- ◇ 改正女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や情報公表が義務となる(令和4年4月1日)101人以上の企業に対して、行動計画の策定等の支援を行うとともに、女性活躍推進企業の認定(「えるぼし認定」)の取得促進を図ります。
- ◇ 女性労働者が妊娠・出産後も継続就業し、能力を発揮できるようにするため、「男女雇用機会均等法」に基づく母性健康管理措置の周知啓発とともに、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、有給の休暇を取得させる事業主に対し、助成金による支援を行います。

イ 仕事と家庭の両立支援の推進

- ◇ 母子家庭の母等のひとり親や子育てしながら就職を希望する女性等に対する就職支援を推進します。
- ◇ 求職者支援訓練において、託児付き訓練コースの増設に努めます。

ウ 男性の育児休業取得の促進等

- ◇ 育児・介護休業法に基づく両立支援制度を労働者が円滑に利用できるよう、周知するとともに、制度利用を理由とした不利益取り扱いに対しては指導を行います。
- ◇ 男性の育児休暇取得を促進するため、あらゆる機会を捉えて周知を行うとともに、両立支援等助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児・介護が両立できる職場環境の整備を図ります。
- ◇ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の支援を行うとともに、子育てサポート企業の認定(「くるみん認定」)の取得促進を図ります。

エ 不妊治療と仕事の両立の推進

不妊治療を受けながら働き続けられるよう、事業主に対する助成金の活用等により、職場環境の整備を図ります。

2 ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備、生産性向上を推進します！

新型コロナウイルス感染拡大の影響による生活スタイルや経済・社会構造の変化に伴い広がっているテレワークや副業・兼業等、「新しい働き方」に対応した、だれもが働きやすい労働環境を実現するための取組を推進します。

また、安全で健康に働くことができる職場づくりのための取組として、「長時間労働の是正を始めとする労働条件の確保改善対策」、「最低賃金制度の適切な運営」、「安全で健康に働くことができる環境の整備」及び「労働災害にあわれた方への迅速・公正な補償への取組」を推進します。

(1) 「新たな日常」の下で柔軟な働き方がしやすい環境整備

- ◇ 適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図るため、事業主に対し、「テレワークガイドライン」を周知するとともに、「人材確保等支援助成金」により支援を行います。
- ◇ 副業・兼業を行える環境整備のため、事業主に対し、「副業・兼業労働者の健康診断助成金」の支援事業や、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知を図ります。

(2) 安心して働くことができる職場づくりへの取組

ア 長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止の徹底

- ◇ 長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止対策を推進します。
 - ・ 時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場、過労死等労災請求のあった事業場等に対する監督指導を実施します。